独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和４年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない。

令和５年１１月２４日

経済産業省　資源エネルギー庁

資源・燃料部　資源開発課

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号）第４３条第２項において準用する同法第３４条第９項の規定に基づき、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和４年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書を、経済産業大臣の意見を付して報告するものである。

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和４年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
令和４年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
令和４年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書に付する経済産業大臣の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構

令和４年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業

に関する報告書

目　次

Ⅰ．令和４年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書・・・・　５

Ⅱ．参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

資料１　安定供給確保支援基金補助金交付要綱（令和５年３月 10 日付け 20230308 財資第８号）

資料２　安定供給確保支援基金補助金実施要領（令和５年７月 10 日付け 20230628 財資第１号）

資料３　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構　安定供給確保支援基金（可燃性天然ガスに係るもの）の管理及び運用に関する要領（令和５年３月 22 日　2023 年（調整）業務要領第 72 号）

資料４　可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業助成金交付規程（令和５年７月 11 日付け 2023 年（調整）業務規程第 27 号）

資料５　参照条文等

Ⅰ．令和４年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書

令和４年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業について

１．基金の概要

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「経済安全保障推進法」という。）（資料５）第９条第４項の規定に基づき、経済産業大臣が認定した特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する計画（以下「認定供給確保計画」という。）に従って同法第９条第１項の認定を受けた者（以下「認定供給確保事業者」という。）が特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業（以下「認定供給確保事業」という。）を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付の業務を行うとともに、附帯業務（法第 31 条第３項第１号の業務に附帯する業務に限る。）を実施するため、令和５年３月 31 日に、安定供給確保支援基金補助金交付要綱（20230308 財資第８号）（資料１）に基づき、236 億円が機構に交付され、同日に、経済安全保障推進法第 43 条第１項の規定、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法第 19 条の２第１項の規定に基づき、その全額をもって基金を造成した。また、経済産業省が安定供給確保支援基金補助金実施要領（20230628 財資第１号）（資料２）を制定した。

２．基金の管理体制等

業務を適切に執行するため、企画調整部ＬＮＧ調達制度支援チームを設置し業務に必要な体制を整備するとともに、「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構業務方法書」（経済産業大臣認可　平成 16 年３月１日）を改正した。

また、基金を適切に管理・運用するため、「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構安定供給確保支援基金（可燃性天然ガスに係るもの）の管理及び運用に関する要領」（令和５年３月 22 日　2023 年（調整）業務要領第 72 号）（資料３）、「可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業助成金交付規程」（令和５年７月 11 日付け 2023 年（調整）業務規程第 27 号）（資料４）を制定した。また、令和５年３月 23 日に基金管理委員会を実施し、着実な管理・運用を行った。

３．業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）について

（単位：百万円）

		令和４年度	令和５年度（見込み）
前年度末基金残高(a)		0	23,600
収入	国からの資金交付額	23,600	0
	運用収入	0	1
	その他	0	0
	合計(b)	23,600	1
支出	事業費	0	23,529
	管理費	0	72
	合計(c)	0	23,601
国庫返納額(d)		0	0
当年度末基金残高(a+b-c-d)		23,600	0
(うち国費相当額)		(23,600)	(0)

４．可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業の実施決定件数・実施決定額

	令和４年度
実施決定件数（単位：件）	0
実施決定額　（単位：百万円）	0

５．保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年８月 15 日閣議決定）中「３（３）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、令和４年度末時点での保有割合は「１」となる。

＜保有割合の算定根拠＞

（令和４年度末基金残高）÷（令和５年度以降業務に必要となる額）

６．可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業の目標に対する達成度

可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業は、経済安全保障推進法第４２条第１項に規定する業務を行うことで、認定供給確保事業を促進することを目的としている。

令和４年度は、関係規程等を整備するとともに、事業の効果的な運用を目指し経済産業省と協議を行い、着実に事業運営を実施した。

次年度以降は、経済産業大臣が認定した認定供給確保計画に従って認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付の業務及び附帯する業務を実施する。

Ⅱ．参考資料

経済産業省

２０２３０３０８財資第８号

安定供給確保支援基金補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和５年３月１０日

経済産業大臣　西村　康稔

安定供給確保支援基金補助金交付要綱

（通則）

第１条　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に対する安定供給確保支援基金補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　本補助金は、機構が、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成１４年法律第９４号。以下「機構法」という。）第１９条の２第１項の規定に基づき、安定供給確保支援基金（以下「基金」という。）を造成し、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号。以下「経済安全保障推進法」という。）第４２条第１項に規定する業務（同条第２項の規定による指定に係るものに限る。）を行うことで、認定供給確保事業（同法第１１条第１項に規定する認定供給確保計画に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業をいう。）を促進することを目的とする。

（交付の対象）

第３条　経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、機構が基金を造成し、別途定める「安定供給確保支援基金補助金実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める安定供給確保支援基金事業（以下「基金事業」という。）を実施するため、予算の範囲内で機構に対して本補助金を交付する。

（交付の申請手続）

第４条　機構は、本補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第１）に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

２　機構は、本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により交付申請書（様式第１）の内容を変更して基金事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第２）に添付書類を添えて速やかに大臣に提出しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第５条 機構は、前条第１項の規定に基づく補助金の交付申請、同条第２項の規定に基づく変更交付申請、第８条の規定に基づく補助金の支払請求、第１１条の規定に基づく状況報告、第１４条第１項の規定に基づく実績報告等、第１８条第３項の規定に基づく取得財産等の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）又は第２２条第１項の規定に基づく基金の残余額の報告については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第２６条の３第１項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第６条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第１項の規定に基づく通知、第１１条の規定に基づく要求、第１５条第１項の規定に基づく通知、同条第２項の規定に基づく返還命令、同条第３項の規定に基づく納付命令、第１８条第３項の規定に基づく承認又は第２２条の規定に基づく返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（交付決定の通知）

第７条　大臣は、第４条第１項又は第２項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第３）を機構に送付するものとする。

２　第４条第１項又は第２項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、３０日とする。

３　大臣は、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第８条　機構は、前条第１項により交付決定通知を受け、本補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第４）を大臣に提出しなければならない。

（基金の基本的事項の公表等）

第９条　機構は、基金の造成後、速やかに、基金に係る管理・運用の基本的事項として、実施要領に定める事項について公表しなければならない。

２　機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

（基金の経理等）

第１０条　機構は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　機構は、前項の経理を行う場合、基金運用による収入及び基金事業に要する経費の予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第５）を作成し、会計帳簿とともに、基金事業の完了した日の属する年度の終了後５年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（状況報告）

第１１条　機構は、基金事業の実施状況について、大臣から要求があった場合には、速やかに状況報告書（様式第６）を大臣に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第１２条　大臣は、基金の管理・運用又は実施要領に定める基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを機構に命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

第１３条　大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した本補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一　機構が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二　機構が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合

三　機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四　機構が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

五　前４号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣は、前項の取消し、又は変更を行った場合において、既に当該取消し、又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第５号に規定する場合を除き、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（実績報告）

第１４条　機構は、基金の造成が完了した日から起算して３０日を経過した日（前条第１項により交付決定の全部の取消しを命じられた場合には、当該命令がなされた日から起算して３０日を経過した日）又は基金の造成が完了した日の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第７）を大臣に提出しなければならない。

２　前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

（補助金の額の確定等）

第１５条　大臣は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、造成された基金が本補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき本補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。

２　大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（契約及び交付等）

第１６条　機構は、基金事業を実施するため、委託、売買、請負その他の契約（契約金額１００万円未満のものを除く。）又は助成金の交付をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方又は助成金の交付先としてはならない。ただし、基金事業の運営上、当該事業者でなければ基金事業の実施が困難又は不適当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方又は助成金の交付先とすることができる。

２　大臣は、機構が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方又は助成金の交付先としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、機構は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

３　前２項までの規定は、基金事業の一部を第三者に請け負わせ、委託し、助成金を交付し、又は共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、機構は、必要な措置を講じるものとする。

（財産の管理等）

第１７条　機構は、基金事業（機構が基金事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により機構が取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　機構は、取得財産等について、様式第８による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

３　機構は、当該年度に取得財産等があるときは、実施要領に定める報告（毎年度、翌年度の６月３０日までに行う報告に限る。）を行う際に様式第９による取得財産等管理明細表を提出しなければならない。

（財産の処分の制限等）

第１８条　取得財産等のうち、処分を制限する財産は、施行令第１３条第１号から３号までに定める財産、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上かつ使用可能期間が１年以上の機械、器具及びその他の財産とする。

２　前項の規定により財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

３　機構は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１０による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

第１９条　機構は、基金事業の実施に際し知り得た第三者の情報であって秘密である旨表示されたもの（以下「秘密情報」という。）については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、基金事業の目的

又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、秘密情報のうち契約の相手方、助成金の交付先その他の第三者の秘密情報（基金事業関係者が取得した個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに、経済産業省以外の第三者に対して開示、公表、漏えいしてはならない。

２　前項にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。

一　機構に開示された時点で、既に公知となっていたもの

二　機構に開示された後で、機構の責に帰すべき事由によらず公知となったもの

三　機構に開示された時点で、既に機構が保有していたもの

四　機構が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの

五　機構が、秘密情報によらずに独自に創作したもの

３　機構は、基金事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。機構又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も機構による違反行為とみなす。

４　本条の規定は基金事業の完了後も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第２０条　機構は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（協力事項）

第２１条　機構は、各種評価及び追跡調査に係る資料作成、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席、その他経済産業省からの要求に基づく情報の提供について、基金事業の終了後も機構の負担において経済産業省に協力するものとする。

（基金の廃止等）

第２２条　機構は、基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余額を大臣に報告し、その指示を受けて、これを国庫に返還しなければならない。

２ 機構は、基金の廃止後において、基金事業に係る契約の相手方又は助成金の交付先から返還金を受け取った場合には、これを国庫に返還しなければならない。

（その他）

第２３条　本要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附　則

この要綱は、令和５年３月１０日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、基金事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（様式第１）

番　　号
年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

安定供給確保支援基金補助金交付申請書

安定供給確保支援基金補助金交付要綱第４条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

１．補助金交付申請額　　金　　円

２．添付書類
（１）基金の管理・運用方法及び事業実施内容・体制を明らかにした書類
（２）直近２年間の事業報告書及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）

（様式第２）

番　　号
年　　月　　日

経済産業大臣　殿

補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

安定供給確保支援基金補助金変更交付申請書

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定を受けた安定供給確保支援基金補助金について、安定供給確保支援基金補助金交付要綱第４条第２項の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

１．補助金交付申請額　　金　　円

（既交付決定額　　金　　円）

２．変更を受けようとする理由

３．添付書類
基金管理状況を示した書類

（様式第３）

番　　号
年　　月　　日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名　宛て

経済産業大臣　名

安定供給確保支援基金補助金交付決定通知書

年　　月　　日付け第　　号をもって申請のありました安定供給確保支援基金補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第８条の規定に基づき通知します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の内容は、　　年　　月　　日付け第　　号で申請のありました安定供給確保支援基金補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に記載のとおりとします。

２．補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとします。

補助金の額　　金　　円

３．本補助金は、以下に掲げる事項を条件として交付するものとします。
一　委託先及び交付先の事業者の指導・監督を含め、基金事業が適正かつ円滑に実施されるよう、最大限務めること。
二　基金事業の実施状況について、経済産業省から求められた場合には、速やかに報告すること。

４．事業に係る実績報告は、安定供給確保支援基金補助金交付要綱第１４条第１項に定めるところにより行わなければなりません。

５．この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第９条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、　　年　　月　　日とします。

責任者：課長　名
担当者：課　名
電話：　　（内線　　）
（直通）

（様式第４）

番　　号
年　　月　　日

経済産業大臣　殿

補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

安定供給確保支援基金補助金支払請求書

安定供給確保支援基金補助金交付要綱第８条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．支払請求額　　金　　円

２．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（様式第５）

安定供給確保支援基金補助金交付調書

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

国		法　　人						備考
歳出予算科目	交付決定額	収　　入			支　　出			
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額	

（注１）「法人」の欄の「科目」欄は、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第３１条に基づき主務大臣に届け出る年度計画に定める区分に従って記載すること。

（注２）「備考」欄は、参考となるべき事項を記載すること。

（様式第６）

番　　号
年　　月　　日

経済産業大臣　殿

補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

安定供給確保支援基金補助金状況報告書

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定を受けた安定供給確保支援基金補助金について、安定供給確保支援基金補助金交付要綱第１１条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．基金事業の実施状況

２．基金の収支状況

（様式第７）

番　　号
年　　月　　日

経済産業大臣　殿

補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

安定供給確保支援基金補助金実績報告書

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定を受けた安定供給確保支援基金補助金について、安定供給確保支援基金補助金交付要綱第１４条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．基金の造成が完了した日　　年　　月　　日

２．交付決定額　　金　　円

３．基金の造成額　　金　　円

４．添付書類
（１）基金の造成を確認できる書類
（２）機構の収入状況が分かる書類

（様式第８）

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

（注）１．対象となる取得財産等は、本交付要綱第１８条第１項に定める財産とする。
２．財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。
５．処分制限期間は、本交付要綱第１８条第２項に定める期間を記載すること。

（様式第９）

取得財産等管理明細表（　年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

（注）１．対象となる取得財産等は、本交付要綱第１８条第１項に定める財産とする。
２．財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。
５．処分制限期間は、本交付要綱第１８条第２項に定める期間を記載すること。

（様式第１０）

番　　号
年　　月　　日

経済産業大臣　殿

補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

安定供給確保支援基金補助金財産処分承認申請書

安定供給確保支援基金補助金交付要綱第１８条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．処分の内容

①処分する財産名等（別紙）　※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

２．処分理由

経済産業省

２０２３０６２８財資第１号

安定供給確保支援基金補助金実施要領を次のとおり制定する。

令和５年７月１０日

経済産業大臣　西村　康稔

安定供給確保支援基金補助金実施要領

第１　趣旨

本実施要領は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が、安定供給確保支援基金補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第３条に基づき、国からの補助金を受けて、認定供給確保事業者（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号。以下「経済安全保障推進法」という。）第１０条第１項に規定する認定供給確保事業者をいう。以下同じ。）が認定供給確保事業（同法第１１条第１項に規定する認定供給確保計画（以下単に「認定供給確保計画」という。）に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業をいう。）を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付に係る事業を実施するための安定供給確保支援基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、安定供給確保支援基金事業（以下「基金事業」という。）を実施するために必要な手続等について定めるものである。

第２　業務内容

機構は、基金を造成して、本実施要領第３に定める基金事業を実施するものとする。

１．基金の造成

機構は、交付要綱に基づき、国からの安定供給確保支援基金補助金（以下「補助金」という。）を受けて基金を造成するものとする。

２．基金の基本的事項の公表

機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業の目標について、基金造成後速やかに公表するものとする。

３．基金事業に係る報告等

（１）機構は、基金事業を終了するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当

額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成１８年８月１５日閣議決定）中「３（３）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、基金事業の実施状況等について、翌年度の６月３０日までに経済産業大臣（以下「大臣」という。）に報告しなければならない。

（２）機構は、経済安全保障推進法第４３条第２項において準用する同法第３４条第８項の規定により、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後６か月以内に大臣に提出しなければならない。

（３）機構は、基金事業開始から事業終了後５年後までの間、基金の管理・運用及び基金事業の実施の方法に重要な変更の必要性が生じた場合や基金事業の継続が困難になった場合は、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

（４）機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業省に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて、基金事業に係る契約の相手先又は助成金の交付先（以下「実施者」という。）に対し改善等の指導を行うものとする。

４．基金の管理・運用方法

（１）機構は、次の方法により基金に属する資金を管理・運用するものとする。

①　基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。

②　基金の運用については、経済安全保障推進法第４３条第３項が準用する独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第４７条及び経済産業省告示第８７号（平成１６年３月１９日）に規定する方法によるものとする。

（２）基金の運用によって生じた利子その他の収入金（実施者から、取得財産の処分に伴う収入その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む。）は、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

（３）基金事業に要する経費は、別表第１によるものとする。

（４）基金からの支払に当たっては、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。

なお、大臣は、必要に応じて、機構に基金の残高等に関する資料の提出を求めることができるものとする。

（５）機構が実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分については、委託・外注を行ってはならない。また、機構が実施する業務に係る費用のうち委託・外注の額の合計の割合が５０％を超える場合は、事前に大臣の了解を得るものとする。

（６）機構は、自身が実施する業務を委託・外注する場合は、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合等、競争性のない方法による場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成しなければならない。

（７）機構は、自身が実施する業務を委託・外注（契約金額１００万円未満は除く。）する場合、業務の実施に要した経費の精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類

を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うことをいう。以下同じ。）を実施しなければならない。

（８）精算処理（委託先・外注先及びそれ以下の委託先・外注先を含む。以下同じ。）において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める補助事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う委託先・外注先からさらに再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費（精算処理の対象か否かを問わない。）を含むことはできない。

（９）機構は、自身が実施する業務を委託・外注（契約金額１００万円未満は除く。）した場合は、当該業務に係る履行体制図（契約相手先名、契約金額、業務範囲等を記載したものをいう。以下同じ。）を、事業開始時及び毎年度末経過後速やかに大臣に提出しなければならない。

（１０）（９）の履行体制図は、事業開始時及び事業終了までの毎年度同時期（年度途中の大幅な変更があった場合はその時点を含む。）に、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合を除き、経済産業省ホームページで公表するものとする。

５．基金の残額の扱い

機構は、基金事業の終了時において、基金に残余額がある場合は、これを国庫に返還するものとする。

６．基金管理の実施が困難となった場合の報告

機構は、基金管理の実施が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

７．基金管理の終了又は変更等

（１）大臣は、次に掲げる場合には、基金の管理・運用又は基金事業の全部若しくは一部について終了又は変更を命ずることができる。

① 機構が、法令、交付要綱、本実施要領又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

② 機構が、基金を本実施要領に定める基金事業以外の用途に使用した場合

③ 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合

④ 前３号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（２）大臣は、（１）の終了又は変更を命じた場合には、機構に対して、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

（３）（２）の期限内に基金に充当がなされない場合には、大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利３．０パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

（４）機構は、基金管理の終了後において、実施者から基金への返還があった場合には、これ

を国庫に返還しなければならない。

８．基金の検査等

（１）大臣は、基金の管理・運用及び基金事業の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、機構に対し報告を求め、又はその職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（２）大臣は、（１）の検査等により、法令、交付要綱又は本実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、機構に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

（３）大臣は、基金事業の適正な遂行のために必要があると認めたときは、（１）の検査等のほか、機構が行う委託先・外注先（それ以下の委託先・外注先を含む。）又は実施者に対して、（１）の検査等を行うことができるものとし、機構は当該検査等の実施に必要な措置を講じるものとする。

９．重要な変更の報告

機構は、基金の管理・運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼし得る変更があった場合は、速やかに大臣に報告しなければならない。

１０．余剰金の返還等

（１）大臣は、８．（１）又は（３）に基づく検査等の結果、基金に余剰があると認めるときは、機構に対し、余剰金の返還を求めることができる。

（２）機構は、（１）に基づく余剰金の返還請求を受けたときは、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。

なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途大臣と協議を行うものとする。

（３）機構は、（１）に基づく余剰金の返還請求を受けたときのほか、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成１４年法律第９４号）第１９条の２第３項の規定による命令を受けたときは、別途大臣が定める額を国庫に返納しなければならない。

第３　基金事業

機構は、基金を用いて、基金事業を実施するものとする。

１．基金事業の目的等

本基金事業は、機構が、経済安全保障推進法第４２条第２項の規定に基づき安定供給確保支援独立行政法人に指定されたことに伴い、当該指定に係る同条第１項に規定する安定供給確保支援業務を行うものである（認定供給確保事業者が認定供給確保計画において機構による助成金の交付の支援措置を希望している場合に限る。）。本基金事業を終了する時期は未定とする。

２．基金事業の実施に係る規則等

機構は、基金事業の実施に当たり、経済産業省担当課室（以下「経済産業省」という。）に対して事前に相談を行った上で、速やかに、必要な規則等（委託又は助成金の交付を行うための契約書、契約約款、助成金交付規程等を含む。）を定め、経済産業省の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。その際、機構は、助成金交付規程にお

いて、経済安全保障推進法第１０条第３項又は第１１条第３項において準用する同法第９条第６項の規定による通知があった場合に、機構が助成金の交付先に対して行う交付決定の取消しに係る内容及びこれに基づき請求する助成金の返還額に関しては、経済産業省からあらかじめ指示を受けた上で、当該指示に従い、交付決定の取消又は助成金の返還請求を実施することについても定めることとする。

なお、助成金交付の補助率は別表第２に定める各区分に応じた補助率の上限以内とし、具体的な助成金交付の補助率は、認定供給確保計画ごとに、あらかじめ経済産業省から指示を受けることとし、また、助成金交付の対象経費に含めることに疑義があるものについては、あらかじめ経済産業省に協議するものとする。

３．基金事業の実施体制等

（１）機構は、基金事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければならない。

① 基金事業の契約、助成金の交付、検査、支払手続及び進捗状況管理に係る業務

② その他基金事業の実施に係る業務

（２）具体的な実施体制の構築及び変更に当たっては、経済産業省に対して事前に相談しなければならない。

なお、経済産業省が実施体制に不十分な点があると判断した場合には、変更を指示し、これを踏まえ、機構は実施体制の変更を行うものとする。

４．基金事業の実施

（１）実施状況の把握と国への報告

・機構は、適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を実施者に対して求め、基金事業の実施状況（基金事業に係る契約及び助成金交付の状況、各委託事業及び助成事業の実施状況等をいう。以下同じ。）の把握に努めるものとする。

・機構は、基金事業の実施状況について、適時適切に経済産業省に報告するものとする。

・機構は、助成金の交付に係る認定供給確保計画の事業期間の終了日が属する年度の終了まで、助成金の交付先が当該助成金の交付により取得した財産を交付の目的に沿って使用しているかについて、適切かつ継続的にフォローアップを行い、その結果について、毎事業年度の終了後６か月以内に、経済産業省に報告するものとする。

（２）実施者等の指導

・機構は、基金事業の実施状況を踏まえ、実施者に対して、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うものとする。経済産業省は、必要と判断した場合には、機構又は実施者に対して、基金事業の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。

（３）その他

・機構は、認定供給確保計画の事業期間に行う認定供給確保事業に対して助成金の交付をすることができる。

・機構は、基金事業の実施に際し知り得た情報や作成した資料等（提案資料など採択審査に関する資料、契約及び助成金交付に関する資料、進捗状況管理などに関する資料、その他実施者から提出された資料を含む。）について経済産業省から要求があった場合には、速やかに共有しなければならない。

・機構は、基金事業の実施方針等について経済産業省から指示があった場合には、従わなけ

ればならない。

５．その他

（１）機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業省に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて、実施者に対し改善等の指導を行うものとする。

（２）機構における基金事業の実施に関して、基金事業の実施者が他者に損害等を与えた場合、機構は、これに要する費用については、機構の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないことができるものとする。

（３）機構は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難い事由が生じたとき、又は本実施要領に記載のない細部については、経済産業省と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附　則

本実施要領は、令和５年７月１０日から施行する。

別表第１

基金事業に要する経費の区分

区分	内容
安定供給確保支援事業費（可燃性天然ガスに係るもの）	安定供給確保支援事業（可燃性天然ガスに係るもの）に要する経費
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、委託・外注費、租税公課、一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費

※基金事業の交付決定前に着手（発注、調達、購入等）する分も含めて経済安全保障推進法第９条第 １項の供給確保計画の認定を受けた場合には、当該認定を受けた範囲内において、当該着手からの 経費を含む。

別表第２

基金事業の実施に係る助成金交付の補助率の上限

補助率	定額
補助額	１．本事業のために認定供給確保事業者が確保したLNGカーゴ（以下「SBL」という。）の取扱いについて、（Ⅰ）～（Ⅲ）のとおりとする。 （Ⅰ）SBLの販売保留（※１）を行わなかった場合 認定供給確保事業者は、通常の商慣行に則って海外事業者を含めた事業者に対してSBLの売却を行う。当該売却時のSBL売却額がSBL購入額に満たない場合、SBL購入額からSBL売却額を差し引いた額を補助額とする。 （Ⅱ）SBLの販売保留を行ったが、経済産業省から国内事業者への販売指示が行われなかった場合 （１）下記の算出式で求める金額を「基準費用」とする。 基準費用＝傭船費用（傭船料（※２）×50日（※３）） ＋燃料費（燃料価格（※４）×50日） ＋ボイルオフガス（以下「BOG」という）損失費用 （BOG平均気化量（※５）×JKM（※６））×50日） ＋LNG価格変動差額 （SBL購入時LNG価格－SBL売却時LNG価格）（※７） （２）認定供給確保事業者がSBLの自社引取を行う場合に要する金額を「処理費用」とする。当該「処理費用」は、認定供給確保事業者が経済産業省に提出した供給確保計画において記載される、自社のLNGタンクの活用やSBLの転売の実施等により生ずる費用を想定した算出式を使用することとする。ただし、「処理費用」は「基準費用」を上限とする。 （３）販売保留を行ったSBLについて、市場の動向等を踏まえ、必要に応じて、経済産業省の指示を受け、着港予定20日前を目途に国内事業者に対して入札（※８）を実施する。この際、SBL購入額から「処理費用」を差し引いた額を「最低入札価格」とする。 (a) 国内事業者の入札額が「最低入札価格」を上回った場合 認定供給確保事業者は、応札した事業者に対してSBLの売却を行う。当該売却時のSBL売却額がSBL購入額に満たない場合、SBL購入額からSBL売却額を差し引いた額を補助額とする。 (b) 国内事業者の入札額が「最低入札価格」以下である場合及び入札が成立しなかった場合、または入札を実施しなかった場合 「処理費用」を補助額とする。 （Ⅲ）SBLの販売保留を行い、経済産業省から特定の国内事業者への販売指示が行われた場合

	認定供給確保事業者は、経済産業省から指示のあった事業者に対してSBLの売却を行う。この際、売却価格はSBL購入価格又は販売実施時の市場価格のいずれか価格が高いものを基準とする。当該売却時のSBL売却額がSBL購入額に満たない場合、SBL購入額からSBL売却額を差し引いた額を補助額とする。（必要に応じて、経済産業省から国内事業者への販売指示が行われなかった場合に備えるために要する額を補助額に加えることとする。） ２．１．で算出した補助額と認定供給確保事業者が認定供給確保事業に要した業務経費を合わせ、支給額とする。 ３．（Ⅰ）～（Ⅲ）で定めるSBLの売却において、SBL売却額がSBL購入額を上回る場合、事業期間中に交付された支給額の全部に相当する金額を限度として、SBL売却額からSBL購入額を差し引いた金額を基金へ納付することとする。 なお、本表で規定する基準費用その他の事項については、市場の動向等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととする。 （※１）認定供給確保事業者が確保したSBLについて、経済産業省から特定の事業者への販売指示が行われるまで、他の事業者への販売を実施しないことを指す。 （※２）価格報告機関等が発行する傭船料に関するデータを参照するものとする。なお、SBL着港予定日の21日前から30日前までの期間における最も高い価格を参照するものとする。 （※３）通常の商慣行上、JKM（Japan Korea Marker：北東アジア地域受渡LNGスポットアセスメント価格）を指標とする売買は着港の60日から70日前に実施されるところ、当該販売から引渡しまでに要する期間から、販売保留の期限日から着港予定日までの期間（15日）を控除した日数。 （※４）価格報告機関等が発行する燃料価格に関するデータを参照するものとする。なお、SBL入港予定日の21日前から30日前までの期間における最も高い価格を参照するものとする。 （※５）通常の商慣行で使用されるレートである、0.15%/日を使用することとする。 （※６）SBL着港21日前から30日前までのJKMの最も高い価格を参照することとする。 （※７）SBL売却時の価格は、SBL着港21日前から30日前までのJKMの最も低い価格を参照することとする。 （※８）実施時点において、可能な範囲で通常の商慣行に則った競争性を確保した手続きを指すものとする。

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
安定供給確保支援基金（可燃性天然ガスに係るもの）の管理及び運用に関する要領

令和５年３月22日
2023年（調整）業務要領第72号
最終改正　令和５年７月11日

（目的）

第１条　この要領は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が、安定供給確保支援基金補助金交付要綱（２０２３０３０８財資第８号。以下「交付要綱」という。）第３条に基づき、国からの補助金を受けて、認定供給確保事業者（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号。以下「経済安全保障推進法」という。）第１０条第１項に規定する認定供給確保事業者をいう。以下「認定供給確保事業者」という。）が認定供給確保事業（同法第１１条第１項に規定する認定供給確保計画（以下「認定供給確保計画」という。）に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業をいう。）を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付に係る事業を実施するために造成する安定供給確保支援基金（可燃性天然ガスに係るもの。以下「基金」という。）の管理及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　機構が造成する基金の管理及び運用については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和３０年法律第１７９号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成１４年法律第９４号）、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法施行令（平成１５年政令第５５４号）、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成１６年経済産業省令第９号）、経済安全保障推進法、交付要綱及び安定供給確保支援基金補助金実施要領（２０２３０６２８財資第１号）並びに独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構業務方法書及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構会計規程（以下「会計規程」という。）に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

（基金の造成）

第３条　機構は、交付要綱に基づき、国から安定供給確保支援基金補助金（以下「補助金」という。）を受けて基金を造成するものとする。

２　機構は、安定供給確保支援基金事業（以下「基金事業」という。）の実施のために必

要な場合には、経済産業大臣（以下「大臣」という。）による交付決定を受けて、過年度に造成した基金に積み増しを行うことができるものとする。

３　機構が基金の管理を行う期間は、基金事業を終了するまでとする。ただし、第９条第１項に規定する国庫納付を行うときは、当該納付を終了するまでとする。

（基本的事項の公表）

第４条　機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業の目標について、基金造成又は積み増し後速やかに公表するものとする。

２　前項に定める基本的事項の公表は、企画調整部が行う。

（報告）

第５条　機構は、基金の造成が完了した日から起算して３０日を経過した日（交付決定の全部の取消しを命じられた場合には、当該命令がなされた日から起算して３０日を経過した日）又は基金の造成が完了した日の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに実績報告書（交付要綱様式第７）を大臣に提出しなければならない。

２　前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

３　機構は、基金事業を終了するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成１８年８月１５日閣議決定）中「３（３）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、基金事業の実施状況等について、翌年度の６月３０日までに大臣に報告しなければならない。

４　機構は、経済安全保障推進法第４３条第２項において準用する同法第３４条第８項の規定により、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後６か月以内に大臣に提出しなければならない。

５　機構は、基金事業開始から事業終了後５年後までの間、基金の管理・運用及び基金事業の実施の方法に重要な変更の必要性が生じた場合や基金事業の継続が困難になった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

６　機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業省に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて、基金事業に係る契約の相手先又は助成金の交付先（以下「実施者」という。）に対し改善等の指導を行うものとする。

７　機構は、基金事業の実施状況について大臣から要求があった場合には、速やかに大臣に報告書を提出しなければならない。

８　前各項に定める報告は、企画調整部が行う。

（基金の経理等）

第６条　機構は、基金の収支状況を会計規程第８条に規定する会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿等その他大臣が定める様式による調書（交付要綱様式第５）を整備し、基金の管理の終了した日の属する会計年度の終了後５年間、大臣からの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

２　前項に定めるもののうち、大臣が定める様式による調書は企画調整部が整備、保存し、会計帳簿等は経理部が整備、保存する。

（基金の管理及び運用）

第７条　機構は、基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容は本要領に定める取り扱いのとおりとし、本要領を改正する場合は、事前に大臣の了解を得るものとする。

２　機構は、経済安全保障推進法第４３条第３項において準用する独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第４７条及び経済産業省告示第８７号（平成１６年３月１９日）に定める方法により基金を運用するものとする。

３　機構は、基金の運用によって生じた利子その他の収入金（実施者から、取得財産の処分に伴う収入、収益納付に伴う収入、その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む）は、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

４　基金事業に要する経費は、別表によるものとする。

５　基金からの支払いに当たっては、年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。

６　前各項に定める事項は、企画調整部及び経理部（基金に属する資金の管理及び運用に関することに限る。）が行う。

（基金管理委員会）

第８条　前条に掲げる基金の管理及び運用に関し、必要な事項を審議するため、機構に基金管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会では、次の各号に掲げる事項を審議する。

（１）　基金の支出に関する重要事項

（２）　基金の取扱金融機関及び資金運用に関する事項

（３）　その他基金の資金運用に関する必要事項

３　委員会は、理事長、副理事長、総務担当理事、エネルギー事業本部長、総務部長、経理部長及び企画調整部長をもって構成し、委員長は理事長をもってあてる。ただし、委員長が不在であって、かつ、緊急に案件処理を必要とする場合には、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

４　委員長は、必要と認める場合には、外部の専門的知識を有する者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
５　委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、書面により委員会を開催することができる。
６　委員会の事務は、企画調整部及び経理部が担当する。

（国庫納付）
第９条　機構は、基金事業の終了時において、基金に残余がある場合は、これを国庫に納付するものとする。
２　機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。
３　機構は、大臣による基金の検査等の結果、大臣が基金に余剰があると認める場合に、余剰金の返還を求められたときは、速やかに余剰金を国庫に納付しなければならない。ただし、大臣が請求する余剰金の計算に疑義がある場合は、大臣と協議を行うものとする。
４　機構は、基金の管理の終了後において、実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。
５　前各項に定めるもののうち、基金の検査等への対応、実施者からの基金への返還手続きは企画調整部が担当し、国庫納付手続きは経理部が担当する。

附　則
この要領は、令和５年３月２２日から施行する。

附　則
この要領は、令和５年７月11日から施行する。

別表

基金事業に要する経費の区分

区分	内容
安定供給確保支援事業費（可燃性天然ガスに係るもの）	安定供給確保支援事業（可燃性天然ガスに係るもの）に要する経費

業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、外注費、委託費、租税公課、一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費

可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業費助成金交付規程

令和５年７月 11 日
2023 年（調整）業務規程第 27 号

（目的）

第１条　この規程は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成 14 年法律第 94 号。以下「機構法」という。）第 11 条第１項第 25 号の規定に基づき、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が行う経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）第 42 条第１項に規定する安定供給確保支援業務（同法第 31 条第３項第１号及び第２号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。）に必要な手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

（適用）

第２条　機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、経済安全保障推進法、経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和５年経済産業省令第３号）、可燃性天然ガスに係る安定供給確保を図るための取組方針（令和５年１月 19 日経済産業省）、機構法、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成 16 年経済産業省令第９号）、安定供給確保支援基金補助金交付要綱（20230308 財資第 8 号）、安定供給確保支援基金補助金実施要領（20230628 財資第１号）、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構業務方法書（2004 年（総企）業務規程第１号）及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構安定供給確保支援基金（可燃性天然ガスに係るもの）の管理及び運用に関する要領（2023 年（調整）業務要領第 72 号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第３条　この規程で「助成事業」とは、経済安全保障推進法第９条第１項の規定により経済産業大臣から認定（同法第 10 条第１項による変更の認定を含む。）を受けた供給確保計画に従って可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組を行う事業をいう。

２　この規程で「助成事業者」とは、経済安全保障推進法第９条第６項の規定により経済産業大臣から機構に通知（同法第 10 条第３項において準用する同法第９条第６項の規

定による通知を含む。）があった供給確保計画に従って可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組を行う認定供給確保事業者であって、機構に交付申請を行い機構から交付決定を受けて、助成事業を実施する者をいう。

（交付の対象）

第４条　機構は、前条第２項に定める助成事業者に対し、当該可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組に必要な費用として別表第１及び第２に掲げるもののうち助成金交付の対象として機構が認めるものの全部又は一部を助成する。ただし、第７条第６項に掲げる各号のいずれかに該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。

（助成対象費用等）

第５条　助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、経済安全保障推進法第９条第１項の規定により経済産業大臣の認定（同法第 10 条第１項による変更の認定を含む。）を受けた供給確保計画の事業期間に行う第４条に規定する可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組に必要な費用のうち、別表第１及び別表第２に掲げる範囲とする。なお、助成対象費用に含めることに疑義がある費用については、あらかじめ機構と協議するものとする。

２　助成対象費用は、機構から認定日以降に発生した費用を対象とする旨の交付決定を受けた場合、認定日以降に前項の事業期間において発生した費用とし、第７条第２項の規定に基づく交付決定通知書の交付決定日までに発生した費用は交付決定日の属する会計年度の助成対象費用とすることができる。

３　助成金の額は、別表第１及び別表第２に定める各区分に応じた補助率の上限以内とする。

４　助成事業の期間が機構の会計年度を超える交付決定（以下「複数年度交付決定」という。）の場合は、機構の会計年度毎に助成金の額の上限（以下「年度限度額」という。）を必要に応じて定める。

（交付の申請）

第６条　機構は、認定供給確保事業者のうち、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第１による助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

２　機構は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定等）

第７条　機構は、前条第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。

２　機構は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、様式第２による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

３　前項の場合において、機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。

４　機構は、第２項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第２項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。

５　機構は、前条第２項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

６　機構は、助成事業を行おうとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときその他助成金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、第２号の場合にあっては、第１条に規定する安定供給確保支援業務の運営上、当該事業者でなければ可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組の実施が困難又は不適当であるときは、経済産業大臣の承認を受けて当該事業者を助成金の交付先とすることができる。

（１）第 27 条第 1 項各号に揚げる事項のいずれかに該当する場合。

（２）経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている場合。

（交付に当たっての条件）

第８条　機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

（１）助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。

（２）助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載され

た助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合、費目のⅠからⅢの合計（複数年度交付決定の場合であって年度限度額を定めたときは、費目のⅠからⅢの年度限度額の合計）の 10 分の２を超えて流用するときは、届け出ること。

（３）助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の事前の承認を受けるべきこと。

（４）助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。

（５）助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合にはこの限りではない。また、委託又は共同で実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。

（６）助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約（契約金額が 100 万円未満のものを除く。）をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならないこと。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不適当である場合は、機構の事前の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができること。

（７）機構は、助成事業者が前号の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、助成事業者に対し必要な措置を求めることができるものとし、助成事業者は機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならないこと。

（８）助成事業の実施に際し知り得た第三者の情報であって秘密である旨表示されたもの（以下「秘密情報」という。）について、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、助成事業の目的又は提供された目的以外に利用しないこと。秘密情報のうち助成事業者の取引先その他の第三者の秘密情報（助成事業関係者が取得した個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに、経済産業省及び機構以外の第三者に対して開示、公表又は漏えいしないこと。これらのことについて、助成事業の完了後も遵守すること。ただし、次に掲げる資料及び情報は秘密情報から除くものとする。

（ア）助成事業者に開示された時点で、既に公知となっていたもの

（イ）助成事業者に開示された後で、助成事業者の責に帰すべき事由によらず公知となったもの

（ウ）助成事業者に開示された時点で、既に助成事業者が保有していたもの

（エ）助成事業者が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの

（オ）助成事業者が、秘密情報によらずに独自に創作したもの

（９）前三号の規定は、助成事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、助成事業者は、必要な措置を講ずるものとすること。

(10) 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後５年間保存しておくべきこと。

(11) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第３による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。

(12) 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、様式第４による実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。

(13) 助成事業者は、助成事業が完了するときは、助成事業の完了の日以降で機構が指定する期日（第３号の助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、機構の会計年度が終了するごとに翌会計年度の４月 10 日までに、又は当該会計年度の末日以降で機構が指定する期日までに、様式第５による実績報告書を機構に提出すべきこと。

(14) 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。また、機構が必要であると認め、経済産業省の職員を立ち会わせるときは、助成事業者はこれに応ずべきこと。

(15) 助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、助成事業者の取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。

(16) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。

(17) 助成事業者は、機構が第 18 条第３項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。

(18) 助成事業者は、第 18 条第１項及び第２項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第 17 条第１項第８号の規定による場合はこの限りではない。

(19) 助成事業者は、前号の規定により返還すべき助成金を期日までに納付しなかった

ときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。

(20) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（可燃性天然ガスを除く。以下「取得財産等」という。）のうち、第 15 条第１項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとすることをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

(21) 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。

(22) 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内に、様式第６による助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。

(23) 助成事業者は、助成事業の完了年度の翌年度以降、第 15 条で定める取得財産の処分制限が終了するまでの期間中、機構の会計年度が終了するごとに翌会計年度の４月 10 日までに、又は当該会計年度の末日以降で機構が指定する期日までに、当該助成事業により取得した取得財産等を当該計画の内容に沿って使用しているかについて、様式第７による事業継続状況報告書を機構に提出すべきこと。

(24) 助成事業者は、助成事業で整備されたものを発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、事前に機構に対し報告することとし、かつ、助成事業で整備されたものであることを明示すること。

(25) 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。

(26) 助成事業者は、第７条第２項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の事前の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

(27) 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定に基づき、機構の中期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとすること。

(28) 助成事業者は、機構が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて経済産業省に対して提供することに同意すること。

(29) 助成事業者は、機構又は経済産業省が、実施状況の報告を要求し、又は助成事業の適正かつ円滑な実施のために必要な改善等の指導及び助言を行ったときは、実施状

況の報告を行い、又は当該指導及び助言を踏まえて助成事業を実施すること。

（30）助成事業者は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年 11 月 19 日閣議決定）において民間部門における分配強化に向けた強力な支援として賃上げの推進が掲げられたことを踏まえ、本助成事業の実施に当たっては、本助成事業の実施前の給与額以上又は地域性等を考慮した平均給与額以上の給与額の設定に努めること。

２　機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第７条第２項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

（申請の取下げ）

第９条　機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件のうち同条第１項第 22 号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（助成事業の内容の変更）

第 10 条　機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第８による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第８条第１項第２号ただし書の場合については、様式第９による計画変更届出書を提出させるものとする。

（１）助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。

（２）助成事業の期間を変更しようとするとき。

２　機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を助成事業者に速やかに通知するものとする。

３　第７条及び第８条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

（助成事業の承継）

第 11 条　機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（以下「承継事業者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第 10－１による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

２　前項の規定にかかわらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合、機構は、助成事業者に様式第 10－２による承継申請書をあらかじめ提出させるものとする。

３　機構は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、承継事業者が設立されたときに承継事業者に様式第 10－１による承継承認申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が助成金の交付に関する変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

４　機構は、第１項及び前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに承継事業者に通知するとともに経済産業省に報告するものとする。

（助成金の額の確定）

第 12 条　機構は、助成事業が完了し、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了し、助成事業者から実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第 11 による確定通知書によって当該助成事業者に通知するものとする。

２　前項の助成金の確定額の上限は、年度限度額と前項の規定による年度毎の実績報告書助成対象費用とのいずれか低い額とする。

（助成金の支払）

第 13 条　機構は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成事業者に対し、助成金を支払うものとする。ただし、機構が必要と認めた場合は、概算払をすることができる。

２　機構は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第 12－１による助成金概算払請求書又は様式第 13 による助成金精算払請求書を提出させるものとする。

（財産の管理等）

第 14 条　助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

２　助成事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。

３　助成事業者は、処分を制限された取得財産等を処分することにより収入があったときは様式第 14 による収入金報告書を機構に提出し、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部を機構に納付しなければならない。

４　助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日以降で機構が指定する期日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日以降で機構が指定す

る期日までに、様式第 15 による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。

（財産の処分制限等）

第 15 条　助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価 50 万円以上かつ使用可能期間１年以上の機械、器具及びその他の財産とする。

２　取得財産等の処分を制限する期間は、昭和 53 年通商産業省告示第 360 号その他関係する告示等を準用する。

３　助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第 16 による財産処分承認申請書を機構に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

４　助成事業者は、第２項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第３項の規定は適用しない。

（中止又は廃止の承認）

第 16 条　機構は、助成事業者がその責めに帰さない事由により当該助成事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。

２　機構は、助成事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第８に準じた中止（廃止）承認申請書を提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第 17 により速やかに当該助成事業者に通知するものとする。

３　第 12 条の規定は、機構が第１項の承認をした場合に準用する。

（交付決定の取消）

第 17 条　機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第７条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

（２）助成事業者が、第７条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。

（３）助成事業者が、第８条の規定により付された条件に違反したとき。

（４）助成事業者が、その他法令等に違反したとき。

（５）助成事業者が、機構との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

（６）助成事業者が、第 27 条の規定の誓約に違反したとき。

（７）経済安全保障推進法第 11 条第３項において準用する第９条第６項の規定による通知があり、経済産業省から取り消す交付決定の内容に関して指示があったとき。

（８）天災地変その他助成金等の交付の決定後に生じた事情の変更により助成事業等の

全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

２　前項第１号から第７号までに掲げるものについては、第 12 条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

３　機構は、第１項に基づく取消をしたときは、様式第 17 に準じた様式により速やかに助成事業者に通知するとともにその旨を経済産業省に報告するものとする。

（助成金の返還等）

第 18 条　機構は、前条（第１項第７号を除く。）の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

２　機構は、前条第１項第７号の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、請求する返還の額に関する経済産業省からの指示に従って、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

３　機構は、第 12 条の規定に基づき額の確定をした場合（第 16 条第３項において準用する場合を含む。）において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。

４　機構は、前３項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者に通知するものとする。

（１）返還すべき助成金の額

（２）加算金及び延滞金に関する事項

（３）納期日

５　機構は、第１項、第２項又は第３項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、必要に応じて様式第 18 又は様式第 19 により報告させるものとする。

６　機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第４項第３号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第 19 条　助成事業者は、助成事業完了後、又は複数年度交付決定においては機構の会計年度終了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 20 により速やかに機構に報告しなければならない。

２　機構は、第７条第５項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

３　前条第４項及び第６項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

（納付金）

第 20 条　機構は、助成事業者が供給確保計画に従った可燃性天然ガスの取引によって助成事業の期間（助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、機構の会計年度毎）において収益が発生した場合は、助成金の一部又は全部を納付金として納付させるものとする。

（納付金の基金充当）

第 21 条　機構は、前条の規定による納付金を助成事業者から徴収したときは、同条の規定による納付金に相当する金額を安定供給確保支援基金（可燃性天然ガスに係るもの）に充てるものとする。

（納付金の納付者）

第 22 条　前条の規定により納付金を納付する者は、助成事業者とする。

（納付金の徴収方法）

第 23 条　第 20 条の規定による納付金の徴収は、助成事業者に対し請求書を発して行うものとする。

２ 前項の請求書には、その納付金額、納付期限及び納付場所を記載するものとする。

３ 機構は、助成事業者が納付期限までに納付金を納付しないときは納付期限から 10 日を経過した後に督促状を発するものとする。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して 20 日を経過する日とする。

４ 機構は、前項の規定により督促をしたときは、同項の納付金の額につき年 14.5 パーセントの割合で、納付期限の翌日からその納付金の完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（１） 督促状により指定した期限までに納付金を納付したとき。

（２） 延滞金の額が 100 円未満であるとき。

（３） 納付金を納付しないことについてやむを得ない事情があるとき。

５ 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（加算金の計算）

第 24 条　機構は、助成金が２回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものと

し、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

２　機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第 25 条　機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

２　前条第２項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

（事業継続状況の報告）

第 26 条　機構は、助成事業者に助成事業の完了年度の翌年度以降、第 15 条で定める取得財産の処分制限が終了するまでの期間中、機構の会計年度が終了するごとに翌会計年度の４月 10 日までに、又は処分制限の終了日が属する会計年度の終了日の翌日から起算して 10 日までに、当該助成事業により取得した取得財産等及び権利が当該計画の内容に沿って使用しているかについて、様式第７による事業継続状況報告書を提出させるものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第 27 条　助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に揚げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

（１）法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難され

るべき関係を有しているとき

２　前項については、助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（外国法人の特例）

第 28 条　助成事業者が外国法人であるときは、この規程の効力又は手続について、次に規定するところによる。

（１）この規程の解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。

（２）この規程に定めのある期日は日本標準時間による。

（３）相互の意見の疎通を図るため、助成事業者は、この規程で定める文書、書類、報告書等のうち機構が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、この規程に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、助成事業者の負担で講ずるものとする。

（４）助成事業者は、日本国内にこの規程で定める文書、書類、報告書等の送受及び必要な連絡を行う権限を有する代理人をおくものとし、代理人又は代理人の住所を変更したときは、速やかに機構に通知するものとする。

（その他必要な事項）

第 29 条　この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附　則

この規程は、令和５年７月 11 日から施行する。

別表第１（第５条関係）

助成対象費用

区分	細目
Ⅰ．事業費	・　安定供給確保支援事業（可燃性天然ガスに係るもの）のために認定供給確保事業者が確保したLNGカーゴ（以下「SBL」という。）の取扱いにより生じた経費（別表第2)。
Ⅱ．人件費	・　助成事業に従事する者の作業時間に対する人件費。
Ⅲ．その他経費	・　謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む)、広報費、印刷費（資料作成費含む)、雑役務費、委託・外注費、租税公課、一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費

別表第２（第５条関係）

基金事業の実施に係る助成金交付の補助率の上限

補助率	定額
補助額	1．本事業のために認定供給確保事業者が確保したLNGカーゴ（以下「SBL」という。）の取扱いについて、（Ⅰ）～（Ⅲ）のとおりとする。 （Ⅰ）SBLの販売保留（※1）を行わなかった場合 認定供給確保事業者は、通常の商慣行に則って海外事業者を含めた事業者に対してSBLの売却を行う。当該売却時のSBL売却額がSBL購入額に満たない場合、SBL購入額からSBL売却額を差し引いた額を補助額とする。 （Ⅱ）SBLの販売保留を行ったが、経済産業省から国内事業者への販売指示が行われなかった場合 （1）下記の算出式で求める金額を「基準費用」とする。 基準費用＝傭船費用（傭船料（※2）×50日（※3）） ＋燃料費（燃料価格（※4）×50日） ＋ボイルオフガス（以下「BOG」という）損失費用 （BOG平均気化量（※5）×JKM（※6））×50日） ＋LNG価格変動差額 （SBL購入時LNG価格-SBL売却時LNG価格）（※7） （2）認定供給確保事業者がSBLの自社引取を行う場合に要する金額を「処理費用」とする。当該「処理費用」は、認定供給確保事業者が経済産業省に提出した供給確保計画において記載される、自社のLNGタンクの活用やSBLの転売の実施等により生ずる費用を想定した算出式を使用することとする。ただし、「処理費用」は「基準費用」を上限とする。 （3）販売保留を行ったSBLについて、市場の動向等を踏まえ、必要に応じて、経済産業省の指示を受け、着港予定20日前を目途に国内事業者に対して入札（※8）を実施する。この際、SBL購入額から「処理費用」を差し引いた額を「最低入札価格」とする。 (a)国内事業者の入札額が「最低入札価格」を上回った場合 認定供給確保事業者は、応札した事業者に対してSBLの売却を行う。当該売却時のSBL売却額がSBL購入額に満たない場合、SBL購入額からSBL売却額を差し引いた額を補助額とする。 (b)国内事業者の入札額が「最低入札価格」以下である場合及び入札が成立しなかった場合、または入札を実施しなかった場合

	「処理費用」を補助額とする。 （Ⅲ）SBLの販売保留を行い、経済産業省から特定の国内事業者への販売指示が行われた場合 認定供給確保事業者は、経済産業省から指示のあった事業者に対してSBLの売却を行う。この際、売却価格はSBL購入価格又は販売実施時の市場価格のいずれか価格が高いものを基準とする。当該売却時のSBL売却額がSBL購入額に満たない場合、SBL購入額からSBL売却額を差し引いた額を補助額とする。 （必要に応じて、経済産業省から国内事業者への販売指示が行われなかった場合に備えるために要する額を補助額に加えることとする。） 2．1．で算出した補助額と認定供給確保事業者が認定供給確保事業に要した業務経費を合わせ、支給額とする。 3．（Ⅰ）～（Ⅲ）で定めるSBLの売却において、SBL売却額がSBL購入額を上回る場合、事業期間中に交付された支給額の全部に相当する金額を限度として、SBL売却額からSBL購入額を差し引いた金額を基金へ納付することとする。 なお、本表で規定する基準費用その他の事項については、市場の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。 （※1）認定供給確保事業者が確保したSBLについて、経済産業省から特定の事業者への販売指示が行われるまで、他の事業者への販売を実施しないことを指す。 （※2）価格報告機関等が発行する傭船料に関するデータを参照するものとする。なお、SBL着港予定日の21日前から30日前までの期間における最も高い価格を参照するものとする。 （※3）通常の商慣行上、JKM（Japan Korea Marker：北東アジア地域受渡LNGスポットアセスメント価格）を指標とする売買は着港の60日から70日前に実施されるところ、当該販売から引渡しまでに要する期間から、販売保留の期限日から着港予定日までの期間（15日）を控除した日数。 （※4）価格報告機関等が発行する燃料価格に関するデータを参照するものとする。なお、SBL入港予定日の21日前から30日前までの期間における最も高い価格を参照するものとする。 （※5）通常の商慣行で使用されるレートである、0.15%/日を使用することとする。 （※6）SBL着港21日前から30日前までのJKMの最も高い価格を参照することとする。 （※7）SBL売却時の価格は、SBL着港21日前から30日前までのJKMの最も低い価格を

	参照することとする。 （※8）実施時点において、可能な範囲で通常の商慣行に則った競争性を確保した手続きを指すものとする。

※安定供給確保支援基金補助金実施要領（20230628 財資第１号）別表第２が定める事項に変更が生じた場合には、本表の規定ついて同様の変更を行うこととし、変更手続が間に合わない場合には実施要領の規定を適用する。

参　照　条　文　等

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）（抄）

（供給確保計画の認定）

第九条　特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者は、その実施しようとする特定重要物資等の安定供給確保のための取組（以下この条において「取組」という。）に関する計画（以下この節及び第二十九条において「供給確保計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

２～３　（略）

４　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る供給確保計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一～六　（略）

５～６　（略）

（安定供給確保支援法人の指定及び業務）

第三十一条　（略）

２　（略）

３　安定供給確保支援法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一　認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

二～五　（略）

４～７　（略）

（安定供給確保支援法人基金）

第三十四条　（略）

２～７　（略）

８　安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援法人基金を設けたときは、毎事業年度終了後六月以内に、当該安定供給確保支援法人基金に係る業務に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

９　主務大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

（安定供給確保支援独立行政法人の指定及び業務）

第四十二条　別表に掲げる独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項及び第八十六条第一項第四号において同じ。）は、次項の規定による安定供給確保支援独立行政法人の指定を受けたときは、同法第一条第一項に規定する個別法（以下この項及び次条第一項において「個別法」という。）の定めるところにより、同法第五条の規定により個別法で定める目的の範囲内において、この法律の目的を達成するため、当該指定に係る安定供給確保支援業務（第三十一条第三項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。次条第一項において同じ。）を行うことができる。

２～３　（略）

（安定供給確保支援独立行政法人に設置する安定供給確保支援独立行政法人基金）

第四十三条　安定供給確保支援独立行政法人は、個別法の定めるところにより、前条第二項の規定による指定に係る安定供給確保支援業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下この条及び第九十九条において「安定供給確保支援独立行政法人基金」という。）を設けることができる。

一　外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するために実施する特定重要物資等の安定供給確保のための取組に係る業務であって、特定重要物資等の安定供給確保のために緊要なもの

二　複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

２　第三十四条第三項、第八項及び第九項の規定は、安定供給確保支援独立行政法人が設ける安定供給確保支援独立行政法人基金について準用する。

３　（略）

○独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）（抄）

（安定供給確保支援基金の設置等）

第十九条の二　機構は、経済産業大臣が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標において安定供給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金（次項において「安定供給確保支援基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

２　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、安定供給確保支援基金に充てる資金を補

助することができる。
３～４　（略）

○独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構業務方法書（経済産業大臣認可　平成16年３月１日・最終改正　令和５年４月１日）（抄）

（可燃性天然ガスの安定供給確保に取り組む事業者に対する助成等の安定供給確保支援業務）

第１２４条　機構は、機構法第１１条第１項第２１号に規定する業務については、機構法第１９条の２第１項及び第２項に基づき、本業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により設けた安定供給確保支援基金により、経済安全保障推進法施行令（令和４年政令第３９４号）に基づき特定重要物資に指定された可燃性天然ガスについて、経済産業大臣が策定した安定供給確保取組方針に則り、安定供給確保に取り組む事業者に対し、安定供給確保支援業務（交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の検査の実施等を含む。）を行う。

２　前項に規定する安定供給確保支援基金の設置及び業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和４年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書に付する経済産業大臣の意見

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号）第４３条第２項において準用する同法第３４条第９項の規定に基づき、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和４年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書に付する経済産業大臣の意見は次のとおりである。

経 済 産 業 大 臣

令和４年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

１．独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構においては、事業の効果的な運用を目指し、経済産業省と協議を行い、体制・規程を整備した上で、基金を造成するなど、着実に業務を実施した。

２．基金の管理については、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号）第４３条第３項の規定に基づき、資金の安全性と資金管理の透明性を確保し、適切な運用が図られた。